

# 西東京・生活者ネットワーク 活動レポート



TEL 042-453-4121  
FAX / 042-410-0014

E-mail / nishitokyo@seikatsusha.net  
https://nishitokyo.seikatsusha.me/

## 政治をもっと、身近なものに。

一人ひとりの生活の中から生まれた実感を  
きちんと政治につなげ、社会全体を良いものにしていきたい。  
これが私たち、生活者ネットワークの望みです。

### No.112



発行日 / 2024年7月18日

発行責任者 / 広瀬 郁美

市議会議員 ● 後藤 ゆう子

市議会議員 ● かとう 涼子

〒202-0015 西東京市保谷町6-25-1-102

TEL 042-453-4121

## 市民緑地制度の活用で緑を残そう！

近年、西東京市の緑は目に見えて減少しています。そのことに心を痛めている市民も少なくありません。市民の共通財産であるまちなかの緑を、私たちはどうすれば守れるでしょうか。

### 西東京市の緑地のいま

真夏の暑い日でも、木陰に入ればひんやりとした空気が私たちの気持ちをホッとさせてくれます。地球温暖化やヒートアイランドを緩和し、暮らしにうるおいや安らぎを与え、生き物たちの住みかにもなる都市の緑から、私たちはさまざまな恩恵を受けています。

しかし市内の緑は年々減少しています。今年3月に策定された「西東京市第2次みどりの基本計画」によると市内の緑被率は25.3%（22年1月現在）と、この20年間で4%減少しました。

保存樹木や保存樹林も減少しています。市は、指定を受けた民有地の所有者に補助金を交付し、樹林等を保護していますが、わずか10年で177本の保存樹木と12,221㎡の樹林地が、所有者の意向で指定解除され、切られたり売却されたりしています。西東京市での緑地保全とは、いかにして民有地の緑を維持できるかにかかっているといっても過言ではありません。

### 市内の保存樹木等の状況（西東京市『事務報告書』）

|              | 樹木<br>(本) | 生垣<br>(箇所数/㎡) |         | 樹林<br>(箇所数/㎡) |        |
|--------------|-----------|---------------|---------|---------------|--------|
| 指定数（2022年度末） | 872       | 154           | 7,618.0 | 18            | 19,873 |
| 指定数（2017年度末） | 1,006     | 175           | 8,369.5 | 21            | 21,149 |
| 指定数（2012年度末） | 1,049     | 187           | 8,490.3 | 30            | 32,094 |

### 市民緑地制度の活用で次世代に みどりを残したい！

生活者ネットワークは、20数年前から国の「市民緑地契約制度」（以下、市民緑地制度）の活用を提案してきました。市民緑地制度とは、都市に残された貴重な民有地の緑を保全し、市民の安らぎの場として提供することを目的とした、都市緑地法にもとづく制度です。所有者が自治体に対し5年間、土地の無償貸し付けを契約すると、固定資産税・都市計画税が免除され、剪定などの維持管理も自治体が担います。また、20年契約で相続税が2割減免されます。対象面積が300㎡以上と比較的小さいことから、活用しやすい制度だといえます。

都内で制度を活用しているのは大田区、世田谷区、福生市などの6自治体。練馬区は早くから市民緑地制度を活用し、現在45カ所の雑木林や屋敷林などを所有者から借り受け、市民に提供しています。みどり推進課によると、緑地の売却情報をキャッチした時には、所有者に対し「売らないでほしい。このような制度があるので市に貸し出してほしい」と積極的に働きかけているとのこと。整備管理費には、森林環境譲与税<sup>(注)</sup>が充てられています。

一方の西東京市は、制度活用に消極的です。所有者の意向を尊重すべきなのは当然ですが、行政としてまずは制度の存在を所有者に繰り返し知らせ、熱意をもって活用を働きかけるべきで

す。手をこまねいているだけでは、貴重な緑は失われる一方です。

落ち葉の季節に寄せられる周囲からのクレームに耐えかねて、ケヤキなどの大木を泣く泣く伐採せざるを得ない所有者もいます。私たちが生まれる前から、この土地に根を張り生きてきた樹木との共存共生を、今こそ真剣に考えるべきではないでしょうか。

注：森林環境譲与税

2024年から国税として1人当たり年間1,000円が徴収され、その全額が国から「森林環境譲与税」として都道府県・市町村へ配分される。2024年度の西東京市への配分額は2,400万円。



▲井頭憩いの森にて（左がかとう涼子、右が後藤ゆう子）

## 『檻の中のライオン』 憲法ってなんだろう？

「憲法」というルールを守らないといけないのは、だれ？

開催回数は1000回を超える、椋大樹弁護士による「檻の中のライオン講演会」を西東京市で初開催しました。

子どもから大人まで50人の参加者とともに、知っているようで知らない憲法を、楽しく、そして時にはドキッとしながら学びました。



▶ 椋大樹（はんどうたいぎ）弁護士と

▲ 会場参加型の憲法クイズも取り入れながらの講演会でした

## 練馬区の「憩いの森」を見学してきました

6月の梅雨の最中に、生活者ネットの政策委員会で練馬区の市民緑地「憩いの森」を見学してきました。

住宅街にひっそりと佇む「上小樽憩いの森」は1,164㎡の屋敷林。ベンチもなく、大木と草花だけの自然豊かな空間でした。

「井頭こぶし憩いの森」は約2,179㎡の雑木林。表示板には「ここは土地所有者のご厚意により、区民の皆さんに開放している憩いの森です。都市に残された貴重なみどりをこれからも大切にしましょう」と書かれていました。

子どもたちが飛び回れる広い草地では、バッタやカエルに出会いました。小学生によると「カブトムシがいるし、秘密基地もあるよ」とのこと。子どもが自然と触れ合う貴重な場所になっているようです。



▲子どもたちの笑い声が響いていました（井頭こぶし憩いの森）

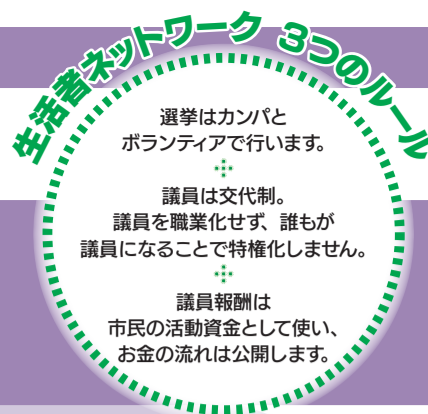


▲緑のシャワーを浴びつつ小径を散歩（上小樽憩いの森）

アンケートをもとに、市に対して政策提案を行います。QRコードからご回答ください。ご協力よろしくお祈いします！



ひとこと提案にご協力ください



# 後藤ゆう子とかとう涼子の



# 議会報告



## 不登校の子と親を苦しめる「西東京ルール」を見直そう

### 学校を5日連続欠席すると、虐待を疑われる？

今から10年前、西東京市で中学生の虐待自死事件がありました。虐待の発覚を恐れた父親は子どもを学校に登校させず、学校は親の言葉を鵜呑みにして安否確認を怠りました。子どもの命が守れなかったことの猛省から、市教育委員会がつくったのが「西東京ルール」です。「正当な理由なく子どもが3日連続欠席したら、担任は管理職に報告する。5日連続欠席したら、担任は家庭を訪問し、本人の安否を確認する」というものです。

ところがこのルールが不登校の子どもにも適用され、親と子を追い詰めています。「子どもが会えないと言っているのに『決まりだから』と言われた」「子どもの不登校に心を痛めているのに、虐待まで疑われてショックだった」等の声を受け、「西東京ルールを一律に適用すべきではない。虐待の安否確認と不登校対応とは切り分けてほしい」と訴えてきました。

運用状況を6月議会で質したところ、ルールに基づく虐待発見件数は、9年間でなんと0件だったことがわかりました。ルールが適用されたのは虐待とは無関係のケースばかり。しかも虐待とみなされなければ、学校から教育委員会には何ら報告をしないとのこと。検証の判断材料すら持ち合わせていないのは大問題であり、至急、実態調査をするよう求めました。一方、ルールとは別に、学校が虐待を関知して教育委員会へ報告した件数は、昨年度だけで89件に上ること。これは教育現場が日頃から注意深く子どもたちを観察していることの現れです。

め、子どもたちの異変に気付くことが何より重要であり、形式的な西東京ルールは廃止すべきと訴えました。  
\* \* \*  
不登校が急増する中、いま西東京ルール以上に必要なのは、学校に行かれない子の社会的自立を地域で支えるしくみです。子どもが安心して出て行ける場を地域に増やし、ネットワークで見守り応援するしくみを官民連携でつくりたいかと模索しています。

かとう涼子

## これからは「性教育」から「包括的性教育」へ

性教育については、気恥ずかしくてオープンに話せないという声をよく聞きます。さらに世界から見ると、日本の性教育はかなり遅れていると言わざるを得ません。

### なぜ性交を教えない？

#### 「はじめて規定」の壁

議会でも今年度の性教育の予定を確認したところ、「小学3年生または4年生、中学1年生と2年生に学習指導要領に定められているとおり実施する」とのことでした。

中学校の学習指導要領には「受精・妊娠までを取り扱うも

のとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする」という「はじめて規定」と言われる一文があります。しかし、厚生労働省が毎年公表している人口動態調査や人工妊娠中絶件数によると、15歳未満で出産や中絶を経験している子どもが一定数いることがわかります。

東京都教育委員会では産婦人科医を講師に招き、学習指導要領にない「避妊」や「人工妊娠中絶」などを含む授業を、希望する中学校で行っています。が、市内での活用例はないとのこと。この授業を実施するには、事前に保護者へ授業内容を伝える必要があることが、学校の心理的負担になっているのかもしれないが、積極的に活用することを今後も求めていきます。

権に基づき人間関係やジェンダーの理解、文化など多様な側面を持つ包括的な性教育を提唱しています。性をポジティブに捉えることは幸せな生き方に直結すると示しています。ガイダンスを取り入れるべきと提案したところ、教育長は「人間関係形成、人権教育、心身の発達に関わることなど、教育活動全体を通して包括的性教育に関わる内容を指導する予定」と答弁されました。

今後注目していきます。

## 人権に基づく包括的性教育を進めよう

ユネスコ（国連の教育機関）が、世界の国々の専門家とともに作成した指針である「国際セクシャリティ教育ガイダンス」では、人

## 後藤ゆう子



## かとう涼子



▲毎年恒例、憲法記念日は田無駅北口で街宣活動



▲公共施設での石けん利用を進める活動で池澤市長を訪問

## サポーター募集中!

生活者ネットの活動を応援いただける方ならだれでもOK！  
皆さまのご登録、お待ちしております。  
年間会費：1,200円（毎月発行の「生活者通信」をお届けします）

### 申し込み

郵便局の払込取扱票の通信欄に「サポーター登録」と氏名・連絡先をご記入の上、会費をお振込みください。

- ◆口座番号：00170-9-36320
- ◆加入者名：西東京・生活者ネットワーク

## 3つのルールに基づき、議員報酬の使途を公開します(2023年分)

生活者ネットワークの活動は、カンパで支えられています。議員も報酬に応じた寄付（カンパ）を行い、市民の政治活動資金に活かしています。  
2023年には講師を招いての「ハラスメントをもう見過ごさない！緊急アクション」や「PFAS学習会」、介護当事者・支援者・専門職が集う「ケアラー支援学習会」を実施したほか、ひきこもり支援を調査するため、市民団体の方と共に都内3自治体を視察しました。「活動レポート」は年2回（各7万部）発行し、ひとこと提案アンケートを政策づくりに生かしました。議会翌月には、かとう・後藤の議会報告会を開催しました。  
まちづくりの主役は私たち市民です。これからも地域の声に耳を傾け、市民の声を政治の場につなぐ活動を続けてまいります。  
また、生活者ネット創設以来、議員の生活引当金（手取り）は年額280万円としましたが、西東京ネット内で議論を重ね、2023年より年額322万円（月23万円＋賞与23万円×2回）へと見直しを図りました。時代の変化に合わせて持続可能な組織改革を、今後も重ねてまいります。皆様のご支援、よろしく願っています。

### 後藤ゆう子の会計報告 (2023年1月1日～2023年12月31日) (単位：円)

|    |       |           |      |            |           |
|----|-------|-----------|------|------------|-----------|
| 収入 | 議員報酬  | 9,225,076 | 支出   | 生活者ネットへの寄付 | 3,756,875 |
|    | その他*1 | 124,015   |      | 税金・社会保険料   | 2,272,219 |
|    | 利息    | 3         |      | 積立金*2      | 100,000   |
|    | 収入合計  | 9,349,094 |      | 議員の生活引当金   | 3,220,000 |
|    |       |           | 支出合計 | 9,349,094  |           |

\*1 柳泉園議会、都市計画審議会の報酬  
\*2 選挙費用や議員退任後に生じる税金・国保等の支払いのために積立  
\*3 かとう涼子の議員報酬も、同様のルールに基づき運用